

環境経営レポート

第03号

(運用期間：2023年4月1日～2024年3月31日)



発行日：2024年 5月10日

株式会社 汐見製作所

目 次

I. 組織の概要		P 1
II. 環境経営方針		P 2
III. 実施体制		P 3
IV. 環境経営目標		P 4
V. 環境経営計画		P 5
VI. 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標		P 6
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価, 及び次年度の環境経営計画		P 7
VIII. 当社の取り組み		P 8
IX. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果, 並びに違反, 訴訟などの有無		P 9
X. 代表者による全体の評価と見直し・指示		P 10

I 組織の概要

1. 事業者名及び代表者名

株式会社 汐見製作所
代表取締役社長 見山 圭二

2. 所在地

名 称	所 在 地	延床面積	備 考
本社工場	静岡県湖西市新居町新居2800	1 3 4 5 5 m ²	今回の認証対象
港町工場	静岡県湖西市新居町新居528	1 7 3 0 m ²	今回の認証対象

3. 環境管理責任者、事務担当者の氏名及び連絡先

環境管理責任者：井上 嘉雄
事務担当者：伊熊 陽介

TEL 053-594-3204
E-mail : ikuma@siomi.jp

4. 事業の概要

- ①自動車向けの金属プレス量産加工
- ②自動車向け金型・治具の設計・製作
- ③自動車向けの試作
- ④機械産業向けの精密板金加工
- ⑤住宅向け壁パネルの製作とウレタン発泡

5. 事業規模

2023年4月1日現在

項 目	内 容
売上高	全社 30億1,023万円(2022年4月～2023年3月)
従業員数	全社 171名 (内訳：本社工場 163名、港町工場 8名)

6. 事業年度 毎年 4月1日～翌年3月31日

7. レポートの運用期間及び発行日

環境経営レポートの運用期間(2023年4月～2024年3月31日)
環境経営レポートの発行日(2024年 5月10日)

8. 対象範囲

活動：全活動(輸送用機器部品、精密板金部品、住宅用壁パネルの製造・販売)
対象組織：全組織(本社工場、港町工場)

Ⅱ 環境経営方針

[環境理念]

当社は、株式会社汐見製作所の経営理念に基づき、本業である自動車及び板金・住宅部品のプレス・溶接及び組立の業務を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に、自主的・積極的に取り組みます。安全で安心してご使用いただける製品を効率よく、タイムリーにお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

[基本方針]

当社は環境理念に基づき、以下の基本方針を定め、継続的な環境経営を展開します。

1. 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量、エア使用量等の削減に努めます。
 - 1) 電気、ガス、ガソリン、軽油等の使用量削減に努めます。
 - 2) 3R活動の展開による廃棄物の削減に努めます。
 - 3) 節水活動による水使用量の削減に努めます。
 - 4) エア消費削減活動によりエア使用量の削減に努めます。
2. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制を遵守します。
3. 環境に配慮した製造活動
環境に配慮した自動車製品、板金・住宅製品作りを推進します。
4. 環境経営の継続的改善
顧客との環境コミュニケーション推進するなど顧客満足度の向上等を図り、環境経営の継続的改善を実施します。
5. 環境コミュニケーションの実施
 - 1) 社外に環境経営レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます。
 - 2) 社内においては、全従業員に環境経営方針を周知し、全社員参画による取り組みを目指します。

制定年月日

2022年9月30日（初版）

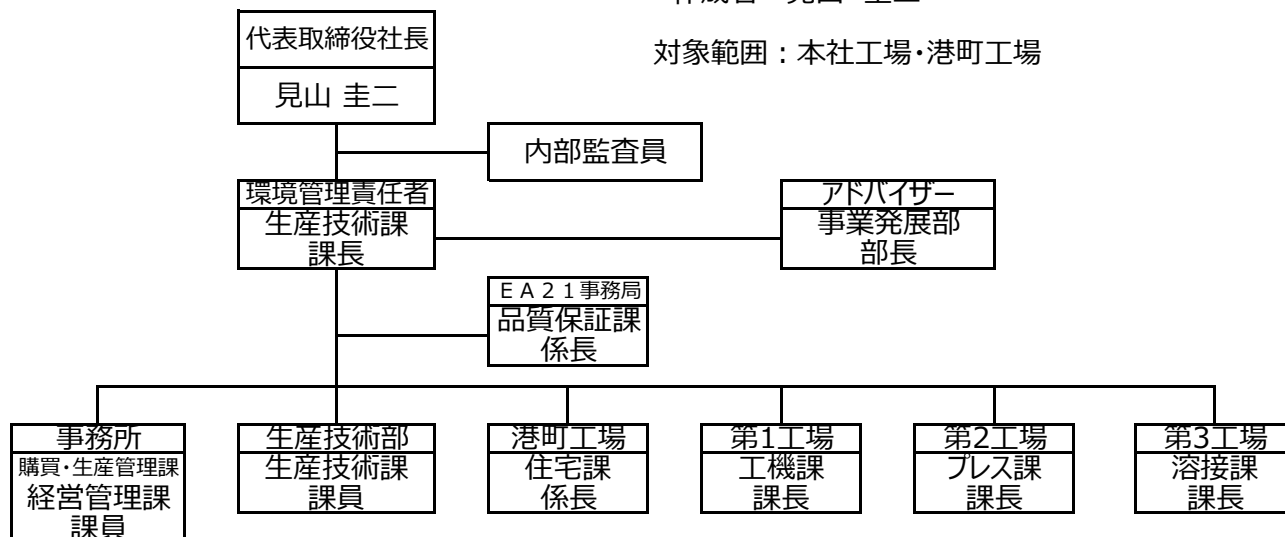
株式会社 汐見製作所
代表取締役社長 見山 圭二

Ⅲ 実施体制

作成日 2023年4月1日

作成者 見山 圭二

対象範囲：本社工場・港町工場



＜関係者の権限と役割＞

社長

- ① 環境経営全般に関する責任と権限
- ② 環境管理責任者の任命
- ③ 環境経営に必要な資源の準備
- ④ 経営における課題とチャンスを整理し、明確にする
- ⑤ 環境経営方針の制定及び改定
- ⑥ 環境経営システム全体の評価と見直し
- ⑦ 効率的な実施体制の構築と全従業員への周知
- ⑧ E A 2 1 の環境経営システムの運用のために必要となる経営資源（人・もの・資金・情報など）を用意する

環境管理責任者

- ① 環境経営システム全般の運用・管理
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 取組状況の社長への報告
- ④ 環境経営レポートの作成

E A 2 1 事務局

- ① 環境負荷データ等の集計
- ② 環境経営目標・環境経営計画の進行管理
- ③ 「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者へ取組状況の報告
- ⑤ 環境関連法規等の遵守状況チェック
- ⑥ 環境上の緊急事態の想定と対応策の作成。全体での試行、訓練の実施
- ⑦ 文書・記録の管理

各リーダー

- ① 各職場の環境経営計画の実施
- ② 各職場のデータの集計
- ③ 各職場の問題点把握と是正対策の実施
- ④ 各職場の取組状況の事務局への報告
- ⑤ 各職場の従業員教育

その他の従業員

- ① 自分の役割を守りエコアクション21活動を推進する

Ⅳ 環境経営目標

1. 運用期間（2023年4月～2024年3月）の環境経営目標

項目		単位	運用期間		
			2021年4月 ～ 2022年3月	2023年4月 ～ 2024年3月	
			基準値	目標削減率	目標値
二酸化炭素排出量		kg-CO2	661,878	-2%	648,640
内訳	電力	kWh	1,707,923	-2%	1,673,765
	ガソリン	L	8,191	-2%	8,027
	軽油	L	1,707	-2%	1,672
	灯油	L	7,666	-2%	7,513
	プロパンガス	kg	372	-2%	364
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	254	-2%	249
	一般廃棄物	kg	1,570	-2%	1,539
水使用量		m³	2,958	-2%	2,899
化学物質使用量		—	使用量・保管方法 の維持管理した		使用量・保管方法 の維持管理する
環境に配慮した自動車製品、板金・住宅製品作りの実施			実施した		実施する
環境経営の継続的改善(顧客との環境コミュニケーション推進)			実施した		実施する

＜備考＞

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－2019年度実績－ 2021.1.7環境省・経済産業省公表の関西電力(株)の調整後の排出係数である0.362(kg-CO₂/kWh)を使用した。

2. 中長期の環境経営目標

項目	単位	基準年度	目標年度				
		2021年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
		2021年4月 ～ 2022年3月	2023年4月 ～ 2024年3月	2024年4月 ～ 2025年3月	2025年4月 ～ 2026年3月	2026年4月 ～ 2027年3月	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	661,878	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %	
内訳	電力	kWh	1,707,923	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
	ガソリン	L	8,191	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
	軽油	L	1,707	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
	灯油	L	7,666	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
	プロパンガス	kg	372	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
	プロパンガス	kg	372	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	2,829	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
	一般廃棄物	kg	1,570	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %
水使用量	m ³	2,958	－ 2 %	－ 4 %	－ 6 %	－ 8 %	
化学物質使用量		使用量・保管方法 の維持管理した	使用量・保管方法の維持管理する				
環境に配慮した自動車製品、板金・住宅製品作りの実施		実施した	実施する				
環境経営の継続的改善(顧客との環境コミュニケーション推進)		実施した	実施する				

＜備考＞

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－2019年度実績－ 2021.1.7環境省・経済産業省公表の関西電力(株)の調整後の排出係数である0.362(kg-CO₂/kWh)を使用した。

2. 「環境経営の継続的改善（顧客満足度の向上）」は、お客様からのカーボンニュートラル達成の目標と取組について定期的に報告、自己評価することで顧客満足度の向上を図ります。

V 環境経営計画

(運用期間：2023年4月～2024年3月)

目標	区分	環境活動項目	責任者	スケジュール		
				4月-7月	8月-11月	12月-3月
二酸化炭素排出量の削減	運転	① 車両運行管理表の記載・確認(走行キロ数、給油量、始業点検等)	経営管理			
	工場・事務所	① エアコン設定温度を室温夏28℃、冬20℃に設定	経営管理			
		② 空調フィルターの定期清掃(夏、冬 2回以上/年)	生産技術			
		③ 不要箇所・不要時間帯の消灯	工機プレス課溶接課			
		④ 未使用設備の電源OFF(製造設備、OA機器他)				
		⑤ コンプレッサのフィルター定期清掃				
		⑥ クーリングタワーのフィルター定期清掃				
		⑦ 設備空調(操作盤、制御盤)のフィルター定期清掃				
		⑧ エアブロー削減又は廃止の検討	生産技術			
		⑨ 設備のエア漏れチェック				
		⑩ 窓ガラス等の断熱コーティングの実施				
		⑪ 灯油ストーブ廃止				
		⑫ 5S活動の実施				
廃棄物の削減		① コピー用紙両面使用(コピー及びカラー削減)	経営管理			
		② 封筒などの再利用推進	工機プレス課生産技術			
		③ 作動油・加工油の使用量削減				
		④ 分別回収BOX配置によるゴミ分別の徹底				
水使用量の削減		① 手洗い、洗い物において日常的に節水を励行	購買・生産管理			
		② 水漏れ点検の実施				
化学物質		① 購入量・使用量の把握	工機住宅			
		② 使用量削減の検討				
		③ 購入・保管・使用・廃棄段階の適正管理				
環境に配慮した自動車製品、板金・住宅製品作りの実施		① 不良品の削減	プレス課溶接課			
		② 環境に配慮した原材料・包装材を使用	品質保証			
		③ ELV指令・RoHS指令・REACH規制の遵守				
環境経営の継続的改善		① 顧客との環境コミュニケーション推進します。	購買・生産管理			

VI 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

①運用期間（2023年4月～2024年3月）の環境経営目標の実績

項目		単位	基準期間	運用期間				
			2021年4月 ～ 2022年3月	2023年4月 ～ 2024年3月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績値	実績削減率	評価
二酸化炭素排出量		kg-CO2	661,878	-2%	648,640	480,007	-27.5%	○
内訳	電力	kWh	1,707,923	-2%	1,673,765	1,222,519	-28.4%	○
	ガソリン	L	8,191	-2%	8,027	7,019	-14.3%	○
	軽油	L	1,707	-2%	1,672	1,695	-0.7%	○
	灯油	L	7,666	-2%	7,513	6,527	-14.9%	○
	プロパンガス（LPG）	kg	372	-2%	364	181.8	-51.1%	○
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	254	-2%	249	360	41.8%	×
	一般廃棄物	kg	1,570	-2%	1,539	26,950	1616.6%	×
水使用量		m ³	2,958	-2%	2,899	2662	-10.0%	○
化学物質使用量			使用量・保管方法 の維持管理した			使用量・保管方法 の維持管理した		○
環境に配慮した自動車製品、板金・住宅製品作りの実施			実施した			実施した		○
環境経営の継続的改善(顧客との環境コミュニケーション推進)			実施した			実施した		○

<備考>

1. 実績削減率 = $[(\text{実績値} - \text{目標値}) / \text{目標値}] \times 100$
2. 評価：○（達成），△（ほぼ達成），×（未達成）

<評 価>

軽油	原因	昨年より減少したが板金係の仕事量が増えたことにより増加したと思われる
	是正	車両の使用した要因解析をして対策が出来ること出来ないことを明確にして対策を講じていく。 また燃費データを算出してエコドライブを実施されているか検証が必要。
産業廃棄物	原因	取組が徹底されておらず、意識が低かったため排出量削減の効果が少なかった。
	是正	再度取り組み内容を全従業員に再教育を実施し取組意識を高めて排出量削減を徹底させる。 外部(家庭)から持ち込んだゴミは持ち帰るように教育する。
一般廃棄物	原因	草・枝・木くずの廃棄処理が多かったが回収BOXがいっぱいになる前に回収されており実際の容量より多くカウントされていた
	是正	廃棄回収BOXがいっぱいになってから回収するように業者に依頼する。

②次年度の環境経営目標

削減率－4%

VII 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

(運用期間：2023年4月～2024年3月)

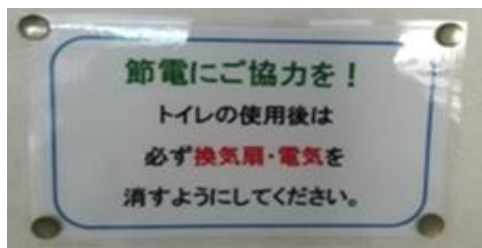
環境活動項目			責任者	評価	コメント	今後（次年度）の取組内容
二酸化炭素の削減	運 転	① 車両運行管理表の記載・確認(走行キロ数、給油量、始業点検等)	経営管理	○	エコドライブ意識は浸透してきている燃費表を作成しデータの見える化を始めた	継続実施(重点取組項目)
		① エアコン設定温度を室温夏28℃、冬20℃に設定	経営管理	△	①はステッカーを張り、チェックシートに設定温度、電源入切時間を記入することになっているが記入漏れもあり浸透が不十分である。	継続実施(重点取組項目)
	工 場 ・ 事 務 所	② 空調フィルターの定期清掃（夏、冬 2回／年以上）	生産技術	○	②はGW、夏季、冬季連休前に実施	継続実施(重点取組項目)
		③ 不要箇所・不要時間帯の消灯	工機 プレス課 溶接課	△	工場はチェックシートでSW入切を確認、離席・不在、不要箇所時等消灯をすることになっているが浸透が不十分である。	継続実施(重点取組項目)
		④ 未使用設備の電源OFF(製造設備、OA機器他)		△		継続実施(重点取組項目)
		⑤ コンプレッサーのフィルター定期清掃		△	⑤は取組が不十分である	継続実施(重点取組項目)
		⑥ クーリングタワーのフィルター定期清掃		△	⑥GW、夏季、冬季連休前に実施	継続実施(重点取組項目)
		⑦ 設備空調(操作盤、制御盤)のフィルター定期清掃		×	⑦は未取組。 来期で優先設備を選定して進める。	継続実施(重点取組項目)
		⑧ エアプロ-削減又は廃止の検討	生産技術	△	⑧は配管見直し、吐出径ダウンサイジングによる使用量削減を進めた。	継続実施(重点取組項目)
		⑨ 設備のエア漏れチェック		○	⑨はプレス及び溶接工程のエア漏れ箇所調査をデモ機で実施した。 今後判明した箇所から順次対策を実施する	継続実施(重点取組項目)
		⑩ 窓ガラス等の断熱コーティングの実施		×	⑩は未取組。来期は低予算でできる方法を検討し進める	継続実施
		⑪ 灯油ストーブ⇒電気ストーブへ変更		△	⑪一部電気ストーブを使用するようになったが以前灯油ストーブが使用されている。	継続実施
		⑫ 5S活動の実施		○	5S委員会と連携で活動を実施	継続実施
		① コピー用紙両面使用(コピー及びカラー削減)	経営管理	△	ステッカーを張り等で意識づけを進めて浸透し始めている。	継続実施(重点取組項目)
廃棄物の削減		② 封筒などの再利用推進		○		継続実施
		③ 作動油・加工油の使用量削減	工機 プレス課	△	使用量の把握ができていないため現状把握、削減計画が出来ていない。	継続実施(重点取組項目)
		④ 分別回収BOX配置によるゴミ分別の徹底	生産技術	△	ステッカーを張り等で意識づけを進めているが浸透不足。	継続実施(重点取組項目)
水使用量の削減		① 手洗い、洗い物において日常的に節水を励行	購買・生産 管理	○	ステッカーを張り等で意識づけを進めて浸透し始めている。	継続実施
		② 水漏れ点検の実施		○	水漏れ点検を定期的に実施	継続実施
化学物質		① 購入量・使用量の把握	工機 住宅	○	購入量及び使用量のデータの把握は出来ている。 削減や適性管理方法については検討を継続実施。	継続実施
		② 使用量削減の検討		△		継続実施
		③ 購入・保管・使用・廃棄段階の適正管理方法の検討		△		継続実施
環境に配慮した自動車製品、板金・住宅製品作りの実施		① 不良品の削減	プレス課 溶接課	○	①は日々活動を実施しているが引き続き更なる低減活動継続する。 ②③は現状把握に努めた	継続実施(重点取組項目)
		② 環境に配慮した原材料・包装材を使用	品質保証	△		現状把握するため継続実施
		③ ELV指令・RoHS指令・REACH規制の遵守		△		現状把握するため継続実施
環境経営の継続的改善		① 顧客との環境コミュニケーション推進します。	購買・生産 管理	○	要求されたデータの提供を実施	継続実施(重点取組項目)

<備考>

1. 評価判定：○(良くてきた)、△(まあまあできた)、×(できなかった)、－(実施が見送られた)

VIII 当社の取組み

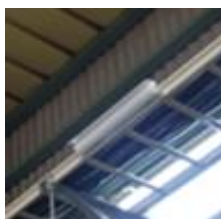
◆社内注意書きで社員の意識づけ◆



◆ごみの分別で処理時のCO2削減◆

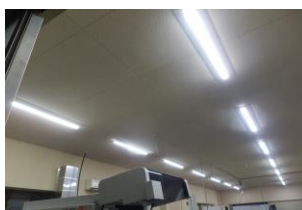
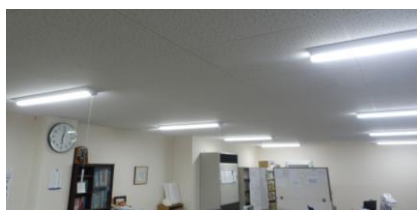


◆経営資源の投入◆



第1、2、3工場、事務所常夜灯LED化

駐車場灯LED化



第1工場事務所、事務所、食堂、ワイヤー放電加工室、トイレ蛍光灯LED化

Ⅸ 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年 5月10日

評価者 角田 敬勇

法律・条例			条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守結果
義務	法令・条例	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守		○
			第6条	特定施設の届出	金属加工機械(機械プレス)	○
			第8条	特定施設の数等の変更の届出		○
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守		○
			第6条	特定施設の届出	金属加工機械(機械プレス)	○
			第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	○
		浄化槽法	第5条	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			第7条	設置後の水質検査の実施	設置3ヶ月経過した日から5か月の間	○
			第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	新規浄化槽の保守点検及び定期清掃の未実施	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
		廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第2条2	廃棄物は国内で処理		○
			第3条	事業者の廃棄物処理責任		○
			第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持(不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等)		○
			第6条の2第6項	一般廃棄物の許可業者への委託処理	・委託基準:一般収集運搬・処理業者の許可の確認、契約	○
			第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	・保管基準の遵守、飛散、浸透防止 ・表示:60cm角以上、種類、氏名、連絡先	○
			第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託	・プラスチック類、廃油、含油ウエス	○
			第12条第6項	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	・契約書締結、許認可証写し入手	○
			第12条第7項	産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認	・産業廃棄物の処理を委託する場合	○
			第12条の3第1項	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	・マニフェスト交付	○
			第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管	・A、B2、D、E票の保管(5年間)	○
			第12条の3第6項	管理票交付者による運搬又は処分が終了したことの確認及び管理票の保存(B1票)		○
			第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出		○
			第12条の3第8項	B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告		○
			第12条の4	虚偽の管理票の交付等の禁止		○
			第16条	不法投棄禁止(廃棄物をみだりに捨てない)		○
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の廃棄物処理責任(事業者の責務)	子会社に対しても指摘	○
			第6条	所有地等の適正管理(土地所有者等の責務)		○
			第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	産業廃棄物処理委託先の監査の実施(実地確認)		○
			第11条	委託先の不適正処理発見時の対応(産業廃棄物の不適正な処理に係る措置)	知事報告	○
		湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第1条	廃棄物の減量と適正な処理		○
			第4条	事業系廃棄物の処理責任		○
			第8条	河川、道路 等 公共の場を汚さない		○
			第9条	土地占有者は清潔にしなければならない。		○
			第10条	一般廃棄物の処理について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	○
		消防法	第10条	指定量以上の危険物の貯蔵について	危険物について貯蔵は無い。	-
			第13条	危険物取扱責任者の設置	資格保持者は有	○
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	○
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 対象となるフロンを排出するもの(冷蔵庫、エアコン 等)に対し定期点検を行う。	フロン排出抑制法対象設備の簡易点検実施	○
		PCB廃棄物処理特別措置法		PCBの貯蔵について	PCB貯蔵有り	○
				PCB廃棄物の許可業者への委託処理	処理なし	-
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条	騒音・振動関係公害防止管理者の選任	機械プレス980 キロニュートン以上	○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○
			第53条	騒音特定施設の届出	金属加工機械(機械プレス)	○
			第55条	騒音特定施設変更の届出		○
			第74条	深夜(午後11時から午前6時)の静穏保持		○
			第79条	振動基準の遵守義務		○
			第80条	振動特定施設の届出	金属加工機械(機械プレス)	○
			第82条	振動特定施設の変更等の届出		○
責務	法令	リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクル(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○

<備考>

1. 遵守結果:○印(遵守), △印(対策中), ×印(不遵守), -(該当なし)

2. 違反、訴訟等の有無

当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟や苦情は過去3年間ありませんでした。

X 代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 2024年 5月10日

1. 見直し 関連情報	項 目	確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
	1 エコアクション21文書	☒ 記録・文書として作成しました。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	☒ 軽油、廃棄物排出量は未達
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	☒ 継続して取り組みます。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒ 記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	☒ 騒音苦情が2件ありました。 対策として第2工場北東シャッターにシートシャッターを設置しました。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	☒ 特に問題ありませんでした。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒ 継続して取り組みます
	8 その他(実施体制)	☒ 次年度は実施体制の見直しをします

2. 代表者による 全体評価・見直し 指示	推進有難うございます。環境経営目標につきまして、3つを除く項目につきましては達成されており、結果を出していただいたことに感謝いたします。 反面、未達成項目につきましても、きちんと原因追及されて、対策できる内容については対策されていることに安心しました。ただし、会議の場でもお伝えしましたが、削減目標2%に対して40%達成というのは、一見素晴らしい結果に見えますが、そうではありません。目標未達も課題ですが、大幅に達成するということについても、計画段階の甘さがあると言えます。目標数値は高い方が良いです。それは、みんなで力を合わせ、知恵を出し合わないで達成困難なストレッチのきいた目標がベストです。今期はそういった点を踏まえて、目標を掲げてください。 2024年 5月 31日 株式会社 汐見製作所 代表取締役社長 見山 圭二		
	見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ ☒ 無	
	2 環境経営目標	☒ 有・無	新たな目標設定をお願いします。
	3 環境経営計画	☒ 有・無	目標に合わせ、実行可能な計画をお願いします。
	4 環境に関する組織(実施体制含め)	☒ 有・無	退職者が出ておりますので、組織の見直しをお願いします。
	5 その他のシステム要素	有・ ☒ 無	
	6 その他(外部への対応)	有・ ☒ 無	